第13回带広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和2年6月29日(月)
- 2 開催時間 午前10時30分開会 午前11時27分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター
- 4 出席委員 24名

豊	小倉	3番	宏一	吉田	2番	康英	兒玉	1番
栄治	松金	6番	満雄	荒川	5番	宏敏	堀口	4番
健一	尾関	9番	博志	中村	8番	智美	廣瀬	7番
亘利隆	合歓地	12番	友姫	丸谷	11番	幸治	野原	10番
毅	梶川	16番	祐一	飯田	15番	利寛	岩城	13番
一彦	石崎	20番	敏夫	濱野	19番	敬吾	深田	18番
俊浩	石川	23番	文彦	廣瀬	22番	利彦	吉田	21番
敏明	中谷	26番	正信	中村	25番	公一	室﨑	24番

- 5 欠席委員 2名
 - 14番 森 和裕 17番 山﨑 博之
- 6 議事録署名委員
 - 3番 小倉 豊 4番 堀口 宏敏
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3)報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について
 - (5)報告第5号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (6) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (7) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (9) 議案第4号 農地の転用許可申請に対する決定について
 - (10) 議案第5号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (11) 議案第6号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (12) 議案第7号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員

事務局長 河本 伸一 事務局次長 滝沢 仁 農地係長 佐々木正人 農地係主任 水野 晴基 農地係専門員 木原 一広 農地係主任補 堀田 泰蔵

ご起立願います。礼。ご着席ください。 事 務 局 長 長 ただいまより、第13回帯広市農業委員会を開会いたします。 議 中 (会長より近況を含めた挨拶) 谷 会 長 それでは議事に入ります。 長 議 初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 委 員) (なし) ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。 議 長 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。 報告いたします。 事 務 局 長 本日の出席委員は24名です。議席番号14番 森委員、17番 山崎委員 につきましては、欠席の申出を受けております。 本日の議事は、開催要領3.次第にあるとおり、報告が5件、議案が7件 でございます。 (配布資料の確認) 報告は以上でございます。 長 次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 議 本日の議事録署名委員には、3番 小倉委員、4番 堀口委員を指名 いたしますのでよろしくお願いいたします。 それでは、報告案件に入ります。 報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。 事務局(滝沢次長) 農業委員会の主要事務の処理概要及び活動等について、次のとおり報告します。 (報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要等の朗読・説明) ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。 長 議 委 (なし) 員) (特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。 議 長 次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および報告第3号 「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。 まず、5月分の調査結果について、岩城調査委員長より報告をお願いします。 5月26日の調査ですが、報告第2号 現況証明の附番10から13の4件に 岩城調査委員長 ついて現地調査を行い、非農地であることを確認いたしました。

また、報告第3号農地利用状況調査(農地パトロール)についてですが、

第1回目の調査を、現況証明等の現地調査と併せて実施いたしました。

豊西町937ha、富士町1,444ha、合わせて2,381haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、5月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、6月分の調査結果について、深田調査委員長よりお願いいたします。

6月9日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番14から18の5件について、現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

また、報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)についてですが、 第2回目の調査を、現況証明等の現地調査と併せて実施いたしました。

泉町979ha、以平町1,529ha、合わせて2,508haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、6月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(なし)

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

次に、報告第4号「市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について」 事務局より説明願います。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき市街化区域内の農地転用の届出があり 受理したので、次のとおり報告します。

(報告第4号、附番1の市街化区域内の農地転用1件について朗読・説明) 本件は資材置場の建設を目的とした、市街化区域内での転用届けでございます。 ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(なし)

特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。

次に、報告第5号「調整委員の指名に係る専決処分及び調査結果について」 事務局より説明願います。

帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、調整委員の指名について 次のように専決処分し調整を行ったので報告します。

(報告第5号、附番1から7の7件について、調整委員指名の専決処分および 調整結果を朗読)

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(なし)

議 長

深田調査委員長

議 長

(委員)

議 長

事務局(佐々木係長)

議長

(委員)

議 長

事務局(佐々木係長)

議 長

(委 員)

長 特に無いようですので、報告第5号はこれで終わります。 議 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。 これより議案の審議に入ります。 議 長 議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題と いたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況に 事務局(佐々木係長) ついて、確認を求めます。 (議案第1号、附番3から7までの5件の合意解約について朗読・説明) 以上附番3から7までの5件につきましては、農地法第18条第1項第2号 に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。 それでは議案第1号について審議に入りますが、附番5については、吉田宏一委員が 長 議 関係しておりますので、帯広市農業委員会会議規則第16条「議事参与の制限」の規定に 基づき、ここで一時退席していただきます。 【吉田宏一委員退席】 それでは、附番5についての審議を行います。 長 議 事務局からの説明に対する質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約の成立状況 を確認することについて、ご異議ございませんか。 (なし) (委 員) ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を 議 長 確認いたしました。 【吉田宏一委員着席】 議 長 引き続き、附番5を除く4件についての審議を行います。 事務局からの説明に対するご質問、あるいは通知の内容に基づく合意解約の成立状況を 確認することについて、ご異議ございませんか。 委 員) (なし) ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認 長 議 いたしました。 次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題と いたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 事務局(佐々木係長) (議案第2号、附番8、10の売買による所有権移転2件、附番9の使用貸借1件

、附番11、12の交換による所有権移転2件について、調査書に基づき朗読

				· 説明)
				以上附番8から12までの5件につきましては、農地法第3条第2項の各号に
				規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議			長	
				第16条「議事参与の制限」の規定に基づき、ここで一時退席していただきます。
				【吉田宏一委員退席】
議			長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。
				附番8について、兒玉委員よりお願いいたします。
兒	玉	委	員	
				農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用
				に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件に
				ついても問題はないと考えます。
議			長	ありがとうございました。それでは附番8について審議を行います。
				ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについて
				ご異議ございませんか。
(委	員)	(なし)
議			長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
				【吉田宏一委員着席】
議			長	引き続き、附番8を除く4件についての審議を行います。
				附番10についての地区担当委員の意見を、尾関委員よりお願いいたします。
尾	関	委	員	附番10について、意見を申し上げます。受人は、地域で営農を行っている認定
				農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用
				に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件に
				ついても問題はないと考えます。
議			長	ありがとうございました。
				続いて附番11及び12について、濱野委員よりお願いいたします。
濱	野	委	員	附番11と附番12について、意見を申し上げます。
				こちらは、お互いの所有農地を交換するものです。お二人とも、申請農地の周辺で
				営農している認定農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農は
				していないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議			長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対する
				ご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委	員)	(なし)

議

議

議

長

長

長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第3号、「1.農用地利用計画」附番6及び7の農業用施設用地への用途変更2件、「2.農地転用計画」附番6の農機具格納庫の建築、通路及び作業場の造成1件、附番7の貯蔵施設の建設に伴う農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

「1. 農用地利用計画」附番6及び 「2. 農地転用計画」附番6について 濱野委員 お願いいたします。

濱 野 委 員

それでは意見を申し上げます。農用地利用計画附番 6 及び 農地転用計画附番 6 です。申請者は畑作農家です。現在、トラクターや農機具を屋外に置いていることから、雨水等で腐食が進むことで農作業への影響が懸念され、また、修理・修繕費用が年々かさんできていることから、農機具格納庫の建築を計画したものです。また、それに合わせて通路及び作業場を造成するものです。

既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、 申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

ありがとうございました。

めりかとうこさいよした。

続いて「1. 農用地利用計画」附番7及び「2. 農地転用計画」附番7について 兒玉委員よりお願いいたします。

兒 玉 委 員

それでは意見を申し上げます。農用地利用計画附番7及び農地転用計画附番7です。申請者は薬草の生産業務に携わっており、薬草を栽培する農家が今後、薬草の栽培面積の増加を計画していること、また、現在の加工処理施設での受入れが厳しくなっており生産地内で加工処理を行う必要が出てきたことなどから、清川市街地に既存の格納庫を活用した薬草の加工処理施設を建設することとなり、それに伴い隣接地に貯蔵施設の建設を計画したものです。

既存の格納庫の敷地内のみで事業を行うには面積が足りず、周辺農地や周辺環境には 影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。 説明は以上です。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に 対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

臣 ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ 議 回答することといたします。 次に議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 事務局(堀田主任補) (議案第4号、附番3の農機具格納庫の建築、通路及び作業場の造成に伴う 農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明) なお、転用許可基準につきましては、農地法第4条の各要件に合致していることを 確認しております。 それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入ります。 議 長 附番3について、濱野委員よりお願いいたします。 それでは意見を申し上げます。附番3ですが、議案第3号農用地利用計画附番6 委 員 濱 野 及び農地転用計画附番6で説明したとおり、申請地を農機具格納庫建築等のために転用 することは、やむを得ないものと考えます。説明は以上です。 長 ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対する 議 ご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。 (なし) 委 員) (ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 長 議 次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」 を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 事務局(堀田主任補) (議案第5号、附番6の貯蔵施設建設のための農地転用に係る所有権移転1件に ついて、調査書に基づき朗読・説明) なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致して いることを確認しております。 それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入ります。 長 議 附番6について、兒玉委員よりお願いいたします。 兒 玉 委 員 それでは意見を申し上げます。 附番6ですが、議案第3号農用地利用計画附番7及び農地転用計画附番7で説明した とおり、申請地を貯蔵施設建設のために転用することはやむを得ないものと考えます。 説明は以上です。 ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に

(委 員 議 事務局(佐々木係長) 事務局(木原専門員) 議 (委 員 議 事務局(木原専門員) 議

)

長

長

)

長

長

委 員)

議 長

事務局(水野主任)

対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。 (なし)

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたし ます。議案の内容について、事務局より説明願います。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案に ついて決定を求めます。

(議案第6号、一般分 附番12の賃借権の設定1件について、調査書に基づき 朗読・説明。)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤 強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の 移転附番6及び7の売渡2件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤 強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

それでは審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは 原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(なし)

ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第7号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。

農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化 促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求め ます。

(議案第7号、附番1から7の7件について、調査書に基づき朗読・説明)

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議 要請を決定することについてご異議ございませんか。

(なし)

ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をする ことに決定いたしました。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。

(事務局から連絡事項の説明)

議			長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委	員)	(なし)
議			長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事	務	局	長	ご起立願います。お疲れさまでした。

(閉会:11時27分)